

教第 93 号議案

事務局等職員の人事に関し教育長に代理させる件

平成 31 年 4 月 1 日に発令を予定する教育委員会事務局等職員の人事に関する件について、教育長に委任する事務等に関する規則（昭和 31 年 11 月教育委員会規則第 8 号）第 3 条の規定に基づき、教育長に代理させる。

平成 31 年 3 月 11 日提出

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

理 由

教育委員会事務局等職員の人事については、他の任命権者の人事と深くかかわり、その決定時期が発令予定日の直前となる可能性が高く、教育委員会会議に付議するいとまがないため。